

鹿屋市スポーツ合宿等誘致推進奨励金交付要綱の一部を改正する要綱
鹿屋市スポーツ合宿等誘致推進奨励金交付要綱（平成25年鹿屋市告示第136号）
の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

（奨励金の額）

第4条 奨励金の額は、1団体1回につき、次の各号に定める額を合算した額とする。

- (1) 延べ宿泊者数に1,000円を乗じて得た額とし、30万円を上限とする。
- (2) 市内のバス・レンタカー会社（支店及び営業所等を含む。）からの車両借上料並びに市内のタクシー事業者（支店及び営業所等を含む。）のタクシー利用に係る運賃及び料金を合わせた額の2分の1の額とし、10万円を上限とする。

ただし、算出した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

第5条第2号中「バス借上げ」を「バス・レンタカーの車両借上料並びにタクシー利用に係る運賃及び料金」に改め、「（前条ただし書の規定により奨励金の額にバス借上料を加算する場合に限る。）」を削る。

別記第1号様式を次のように改める。

別記

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

鹿屋市長 様

申請者 団体名
住 所
氏 名

年度鹿屋市スポーツ合宿等誘致推進奨励金交付申請書

鹿屋市スポーツ合宿等誘致推進奨励金の交付を受けたいので、鹿屋市スポーツ合宿等誘致推進奨励金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり関係書類を添付して申請します。

記

合宿の目的			
合宿実施期間	年 月 日～ 年 月 日		
交付申請額	延べ宿泊者数_____人 × 1,000円 = ①_____円 (上限30万円)		
	バス・レンタカー借上料	_____円	
	タクシー運賃・料金	_____円	
	合計	_____円 ÷ 2 = ②_____円 (上限10万円 千円未満切り捨て)	
	(交付申請額) ① + ② = _____円		
種目等名			
練習施設名			
宿泊施設名			
合宿者数			
バス・レンタカー借上 利用状況	利用年月日		運行状況
	年 月 日～ 年 月 日		起点 ~ 終点
	年 月 日～ 年 月 日		起点 ~ 終点
タクシー利用状況	回		
口座振込に係る 必要事項	住所		
	フリガナ 氏名		
	金融機関名	支店名	
	預金区分	口座番号	
	フリガナ 口座名義人		

注1 奨励金の交付は、口座振込の方法で行います。各団体名の入った口座を指定し、又は団体の口座がない場合は、必ず申請者本人名義の口座を指定してください。

2 宿泊者数証明書（別記第2号様式）並びにバス・レンタカー借上げ料及びタクシー利用に係る運賃・料金に係る領収書（鹿屋市内の事業者に係るバス・レンタカー・タクシーを利用した場合に限る。）を添付してください。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。